

近畿各府県の最低賃金額一覧

(時間額・下段は発効年月日)

	大阪府	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	滋賀県
問い合わせ先(各府県賃金課(室))	06-6949-6502	075-241-3215	078-367-9154	0742-32-0206	073-488-1152	077-522-6654
ホームページアドレス	http://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/	http://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/	http://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/	http://jsite.mhlw.go.jp/nara-roudoukyoku/	http://jsite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/	http://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/
地域別(府県)最低賃金	909円 平成29年9月30日	856円 平成29年10月1日	844円 平成29年10月1日	786円 平成29年10月1日	777円 平成29年10月1日	813円 平成29年10月5日
特 定 最 低 賃 金	塗料製造業	930円 平成29年11月30日		932円 平成29年12月1日		
	鉄鋼業	926円※ 平成29年11月30日		922円 平成29年12月1日	895円 平成29年12月30日	滋賀県最低賃金が適用されています
	はん用、生産用、業務用 機械器具製造業	912円※ 平成29年11月25日	京都府最低賃金が適用されています	900円 平成29年12月1日	860円 平成29年12月27日	891円 平成29年12月29日
	暖房・調理等装置、配管工事用 附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船用機関 製造業					
	金属素形材製品、ボルト・ナット・ リベット・小ねじ・木ねじ等製 造業		902円 平成29年12月21日			
	輸送用機械器具製造業		907円 平成29年12月21日	933円 平成29年12月1日		
	自動車・同附属品製造業	914円※ 平成29年11月30日				896円 平成29年12月29日
	計量器・測定器・分析機器・ 試験機製造業			855円※ 平成29年12月1日		
	計量器・測定器・分析機器・試 験機製造業、光学機械器具・ レンズ製造業					875円 平成29年12月29日
	電子部品・デバイス・電子回 路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業	910円※ 平成29年11月30日	900円 平成29年12月21日	852円※ 平成29年12月1日	849円 平成29年12月27日	
	非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	910円※ 平成29年11月30日				
	繊維工業			兵庫県最低賃金が適用されています		
	紡績業、化学繊維製造業、そ の他の織物業、染色整理業、 繊維粗製品製造業、その他 の繊維製品製造業					滋賀県最低賃金が適用されています
	木材・木製品・家具・装備品 製造業				816円※※ 平成1年1月25日	
	印刷業		京都府最低賃金が適用されています			
	ガラス・同製品、セメント・同製 品、衛生陶器、炭素・黒鉛製 品、炭素繊維製造業					888円 平成29年12月29日
	自動車小売業	910円※ 平成29年11月30日	時間額は 京都府最低賃金が 適用されています ※※	861円 平成29年12月1日	851円 平成29年12月27日	
自動車(新車)小売業		860円※ 平成29年12月21日				
各種商品小売業 (百貨店、総合スーパーを含む)		860円※ 平成29年12月21日	兵庫県最低賃金が適用されています		818円※ 平成29年12月29日	
百貨店、総合スーパー					810円 平成29年12月30日	

注： 特定最低賃金については、府県により適用される産業分類及び適用が除外される業務等が異なります。

※ 平成29年の各府県の地域別最低賃金が発効した日に、特定最低賃金が地域別最低賃金を下回ったため、それぞれの特定最低賃金が改定されるまでの間、各府県の地域別最低賃金が適用されます。

※※ 日額も設定されておりますので、適用に際してはご注意ください。

— 詳しくは、該当府県の労働局賃金課(室)にお問い合わせください —



使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

賃金は、実際に支払われる賃金から次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

①

- (1) 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- (2) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（ボーナスなど）
- (3) 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- (4) 時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

最低賃金額は時間額で定められていますので、時間給以外（月給など）で支払われている場合は、時間額に換算して最低賃金額と比較する必要があります。

②

賃金の支払われ方による最低賃金額との比較方法は次のとおりです。

- (1) 時間給制の場合 ▶ 時間給 \geq 最低賃金額（時間額）
- (2) 日給制の場合 ▶ 日給 \div 1日の平均所定労働時間（時間額に換算） \geq 最低賃金額（時間額）
- (3) 月給制の場合 ▶ 月給 \div 1か月の平均所定労働時間（時間額に換算） \geq 最低賃金額（時間額）

③

最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、最低賃金法により無効となります。

④

最低賃金額未滿の賃金を支払った場合は、罰則が適用されます。

⑤

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方の適用を受ける場合には、高い方の最低賃金が適用されます。

⑥

派遣労働者には、派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が適用されます。

最低賃金についてご不明の点がありましたら、大阪労働局労働基準部賃金課【電話06-6949-6502】または、労働基準監督署へお問い合わせください。

大阪労働局では最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。 [大阪労働局 最賃](#)

業務改善助成金のご案内（平成30年度）（中小企業向け）

生産性向上のための設備投資（製造業での生産設備の更新、小売業でのPOSレジシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

（平成30年度の交付申請期限は、平成31年1月末日までです。）

詳しくは、大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成金第一係
【電話 06-6941-4630】 または、厚生労働省ホームページまで

キャリアアップ助成金

（賃金規定等改定コース）のご案内

全て、または一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

詳しくは、大阪労働局 助成金センター 電話 06-7669-8900

中小企業・小規模事業者向け無料相談（平成30年度）

最低賃金の引上げに向けた生産性向上を図る環境整備のほか、働き方改革を積極的に取り組んでいただく中小企業等事業者の皆様にご支援を行う相談窓口を設けております。

予約制により、平日17時～19時及び土曜13時～17時も相談可能です。（本所のみ）

ご相談の内容によっては専門家の派遣も行っております。（本所のみ）

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター（受付：月曜日～金曜日 9時～17時）

・本所（大阪市） Tel.0120-79-1149

・堺出張所（堺市） Tel.0120-601-144